

## 【佐藤浩雄議員】

平成 17 年度決算審査をさせていただきました。しかも、知事総括質疑を行いまして、知事から御答弁いただいたのですが、佐藤委員は何度言っても改めただけなのなのですが、安全だと言ったことは一度もありません、財政再建団体に転落させない財政運営をするということを申し上げているのであって、安全だということは一度も言っていないので、何度も引用されると意図的な印象操作ではないかと思っていますとお答えしているように、すれ違いの答弁を繰り返し、ほとんどまともな答弁がありませんでしたので、再度質問させていただきます。

まず最初に、監査委員と知事の我が県財政に対する認識の相違であります。

監査委員の審査意見では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 92.0%、公債費負担比率は 26.1%と、経常収支比率は 0.5 ポイント改善しているが、公債費負担比率は 1.0 ポイント悪化している。新たな指標の実質公債比率は 14.5%となっている。歳出面では、当年度期末の県債残高が 2 兆 4,352 億円と過去最高になり、今後も償還額が高水準で移行することなどにより、引き続き収支不足が見込まれる。主要 3 基金合計残高は 388 億円と減少し、本県財政は依然として厳しい状況が続くものと考えられる。中長期的な視野に立った財政の健全化に取り組まねばならないと考えています。

こうした監査委員の意見と知事の発言は、明らかに違っています。平成 17 年度予算編成時には、我が県の財政をサラリーマンの住宅ローンにイメージして、家計収入の 5 倍まで許される、具体的には我が県の予算の歳入 1 兆 2,000 億円の 5 倍、6 兆円という数字が出てくる。OECD 諸国の財政赤字は、対 GDP 比で 80%、新潟県に当てはめると 7 兆 2,000 億円となる。私の任期中は、100% 財政再建団体に転落しないことを確認したと記者会見で発言しています。

この発言と監査委員の意見には大きな差があります。したがって、その後 6 月定例会、9 月定例会で知事発言を財務省の国家財政を家計とみなした分析と同じ手法で分析したり、OECD 諸国の財政赤字と同じ方向で我が県財政の県債残高を計算した分析を示してまいりましたが、知事は、「そもそも一般論として、県債の発行水準について、何度も申し上げますが、GDP と比べると債務残高は 22% です。OECD 諸国の平均 76% よりも低くなっております。日本は、160% から 170% ぐらいだと思われまふけれども、それと比べるともう大幅に低い状況と。つまりどういうことかという、これもわかりやすく言えば、国は借金まみれで、それに比べると総体的に地方の財政はいいというのが現実の姿であります。」「また、サラリーマン世帯の話はあくまでも 3 番目に申し上げた例示であり、また発言内容そのものについても誤りという認識はありません」と答弁しています。

これを県庁内もマスコミも財政安全と受けとめたわけですが、しかし、知事は、安全という言葉を使っていないから答えられないといい、しまいには普通会計決算審査特別委員会で私の質問を意図的な印象操作であると答弁しているわけです。

しかし、知事、監査委員と知事の記者会見の発言は、だれが聞いても正反対で大きな乖離があり、疑問に思うのは当然ではないでしょうか。

知事は、県債 1 人当たり 100 万円ということで不安をあおってもしようがないと言いますが、現実には監査委員の意見とも違っていますので、知事の県財政に対する認識を再度お伺いいたします。

第 2 に、財政指標の使い方です。

普通会計決算審査特別委員会で知事は、佐藤浩雄委員のお話を聞いていると、以前に質問されたことと全く逆の質問を今されていると。私の就任当初受けた質問は、起債制限比率が高いのだから、危ないのではないかというようなことで、さまざまな指標を使って委員から質問を受けています。今度は、使うべきではないというような質問をされていると。一体どういうことを言いたいのかというのがよくわからない質問でございますと言っています。

知事、平成 17 年度決算の経常収支比率は 92% です。公債費負担比率は 26.1% です。監査委員の指摘どおり、それぞれ危険水域に入っています。しかし、起債制限比率は普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出を控除することから、我が県では平成 6 年度の 8,952 億円から平成 12 年度では 1 兆 8,169 億円に 2 倍にも県債残高が膨張しても、逆に数値は 1.1 ポイントも下がっており、財政の健全性を示す指標にはなっていません。

しかし、知事は、我が県の起債制限比率は 11.1% で全国で 12 位であり、我が県が破綻する前に他の県が破綻するはずだと記者会見で発言しております。

国は、起債を容易にするために、基準財政需要額に地方交付税をカウントするという手法で起債をしやすくしており、単純に財政の健全性を示している数字ではありません。起債制限比率の順序で財政の危険度を示しているわけではございません。起債制限比率の全国順位が何番だから安全だなどという起

債制限比率の使い方がおかしいのです。

例えば、起債制限比率は全国で 12 位で、我が県が破綻する前に他の県が破綻するはずだなどと安全サイドで財政指標を使っているところに問題があるのです。だから、知事の財政安全宣言という受けとめが県民の中にでき上がってくるのです。

逆に言うと、経常収支比率 92%や公債費負担比率 26.1%は、危険ゾーンになっているでしょう。そうした数値が出ているのに、数値に順序など関係ない起債制限比率の全国順位を強調しているところに誤解を招く原因があるのではないですか。

今回、総務省は実質公債比率を考案いたしましたでしたが、特別会計を連結し、元利償還金も入れたもので、より正確な財政状況を示しているとは思いますが、東京都が 17.1%で新潟県が 14.5%で、より新潟県が健全などは、これでは言えないわけです。

知事の財政指標の使い方はいつも安全サイドで使用しており、県民に誤解を招くと思います。まして、私はそういう使い方に強い疑問を持っているものですから、県民に誤解を招くような使い方はやめるべきだと言っているのであって、そうしたことをどういうことを言いたいかわからないということでは理解ができません。知事の御答弁をお願いいたします。

第 3 に、公会計改革でございます。

知事は、現在の会計制度を子供のお小遣い帳と表現されておりますから、問題の本質をよく御理解しておられると思います。現在の現金主義単式簿記の世界では、200 兆円を超える国家財政の借金や 2 兆 5,000 億円近い我が県の県債残高を正確に把握することは不可能です。事実、実質公債比率はフローの数値であり、限界はありますが、前の数字から見れば少し正確な数値になってはいますが、その実質公債比率で表現した途端に、全国の 22%の自治体が起債許可が必要な水域にあることがわかりました。

したがって、発生主義のバランスシートや行政コスト計算書、損益外資産増減計算書や資金収支計算書などの公会計制度で、決算ばかりでなく予算編成という資源配分そのものの正否や世代間負担の正当性を評価できる正確なガバナンスレベルの公会計制度に改革しなければなりません。

しかし、知事はそういうことをよく理解しているはずなのに、「バランスシートによれば、国は 220 兆円を超える債務超過でございます。一方、本県の資産は全体で約 5 兆円、そのうち正味資産 3.1 兆円の黒字でございます。県債残高のみでいたずらに県民に不安を与えるのはいかがなものかと考えております。」と答弁し、さらに「県債残高のみの水準議論をもって、県財政の安全性の根拠といたしたものではありません。私の発言内容そのものについても誤りとの認識はございません。」と、知事が県財政の住宅ローンや OECD 諸国の公債残高を引用したことを強く正当化しています。

しかし、知事、我が県の資産 5 兆円は、知事自身が発言しておられるように、港や河川、道路や構築物になっており、現金化できるものではありません。したがって、バランスシート上のこういう資産価値を現金化して使うことはできないと思います。むしろ逆で、県民の無形資産である課税徴収権を 2 兆 4,352 億円と記載すべきところであります。

破産法上、国や地方自治体には破産能力はなく、国や自治体が財政破綻した場合には、国民や住民から税として無限の担保力を発揮してもらうことになるのを忘れてはいけません。事実、昭和 21 年に太平洋戦争の戦費により発生した膨大な財政赤字により財政破綻をしたときに実行された財産税のように、全国民の貯金に 95%の税金を賦課したことを忘れてはなりません。

こうした歴史上の事実を参考にすれば、財政健全化はいかに大切であるかが理解できると思います。したがって、国や県の責任者にはそれだけの財政責任があり、予算や決算によって財政情報を正確に県民に伝え、説明する責任があります。その前提が公会計改革であり、国や東京都がどうするかではなく、我が県があるべき財政制度を確立することが今求められています。知事の公会計改革についてのお考えをお伺いいたします。

第 4 に、財政の破綻基準についてお伺いします。

現在、地方財政再建促進特別措置法で実質収支赤字が都道府県は 5%、市区町村は 20%という財政再建団体転落の基準があります。この基準は、いわゆる破綻したときに国家財政に援助を受けながら財政健全化を目指すもので、会社の自主再建方式と言ってもよいと思います。しかし、この数値は、何度も言っているように、フローの数値であり、正確な数値基準ではありません。

現在、我が県のプライマリーバランスは約 800 億円の赤字であり、行政コスト計算書上も平成 16 年度では 422 億円の赤字となっています。企業会計の損益計算書なら、我が県の県債残高 2 兆 4,352 億円の返済能力はないということになります。

現実にとどのくらいか計算しようとして知事にお聞きしたのですが、借金をゼロにするのは全くナンセンスであると答えています。全くすれ違いの答弁なのです。

私は、そういうことを言っているのではなく、現世代がつくった借金は原則として現世代が負担すべ

きもの、したがって時間基準が必要であり、その時間基準内で返済能力がなくてはならないと考えているからです。しかるに、知事は借金をゼロにすることは世代間の不公平になると、意図的にすれ違った答弁しています。

しかし、具体的に計算しますと、9月定例会での御答弁からは29年という数字が出てきました。答弁の交付税措置分は58%に当たりますので、県債残高2兆5,000億円から交付税措置分を控除すると、1兆1,005億円となります。また、公債費から交付税措置分を控除した純返済額901億円から要調整額501億円を控除して割りますと、27年という数字が出てきます。さらに、借換債を611億円発行していますから、起債が毎年膨らんでいくこととなります。

しかも、国は国家財政健全化優先路線をとっており、赤字国債を減らし、歳出削減と地方交付税削減に全力を挙げてきており、地方交付税総額削減で我が県財政への悪い影響が必至の状況です。

また、日本銀行のゼロ金利政策もなくなり、長期金利は将来上昇すると考えられていますから、もしGDPの伸び率以上に長期金利が上昇すれば、公債費が増大し、発散することも考えられます。その結果、財政は破綻の危機を迎える可能性があります。

まして、交付税特別会計の借入金にも我が県の借金があるわけです。また、債務負担行為も入れなければなりません。これらを含め、正確に計算したら、膨大な借金が存在しているのが現在の新潟県財政ではないでしょうか。

これが我が県の財政の実態であり、行政コスト計算書が赤字の意味ではないのでしょうか。こうした計算に意味がないと9月定例会では答弁しておりますので、お考えをお伺いいたします。

第5に、監査委員の意見書のこれからの本県財政は依然として厳しい状況が続くものと考えられるという認識のもと、中長期的視野に立った財政の健全化に取り組みたいとの審査意見が出ております。この監査委員の意見と、昨年9月25日発表の新潟県財政運営計画についてお伺いいたします。

昨年9月定例会でも財政運営計画についてお伺いしましたが、知事答弁では、「本県の資産は全体で約5兆円、そのうち正味資産は3.1兆円の黒字でございます。県債残高のみでいたずらに県民に不安を与えるというのはいかなるものかと考えております。」「発言内容そのものについても誤りとの認識はございません。」「具体的な人件費、投資、一般行政経費の抑制の組み合わせの内容は、毎年の予算編成を通じて、議会で御議論していただきながら決めていくべきものと考えています」と答弁しています。

監査委員の意見は、「中長期的視点に立った財政の健全化に取り組みたい」というものです。私は、監査委員の意見を正直に受けとめれば、例えば10年後の財政のあるべき姿を目標にして、現状の危機的な財政から出発した法律や条例などの厳格なルールによる各年度の財政健全化の数値目標を入れた計画を策定すべきであると考えています。

事実、日本を除いて、すべてのOECD諸国は厳格な法律に基づいた財政健全化計画を策定し、マーストリヒト条約の国際条約まで結び、財政の目標を明確にし、財政健全化を成功させてきています。スウェーデンは、国民負担が60%を超える高率の中で歳出削減や増税を行い、1年間でGDPの30%も財政健全化を実行する計画を策定し、実行し、非ケインズ効果も生み出し、財政健全化をなし遂げ、今日、ヨーロッパで最も模範的な経済成長をとげています。こうした先進的事例を検討すればするほど、臨機応変な計画などは存在していません。

しかるに、我が県の財政運営計画は、前段で見てきたようにルールも目標もなく、臨機応変に対応する案であり、計画という言葉自身が矛盾する内容となっています。幸い、経済が長期的な好況期を迎えている今日、税収も予算を上回っていることから、財政を健全化すべき好機を迎えています。こうしたときだからこそ、目標とルールを明確にした財政健全化法や条例をつくり、それに伴う財政健全化計画を策定すべきであります。

こうした経済状況下で臨機応変に予算編成をする計画なら、財政は健全化することなく、再び経済が悪化したときに持ちこたえがきかず、財政破綻に陥り、結局は昭和21年の財産税のような国民生活を破壊するような増税が起こり得る可能性があります。

こうした国民生活を破壊する危機を回避するために、今こそ臨機応変な財政運営計画にかわるべきルールと目標に基づく真の財政健全化計画を策定すべきです。知事のお考えをお伺いいたします。

次に、柏崎刈羽原子力発電所データ改ざん事件についてお伺いします。

柏崎刈羽原子力発電所データ改ざん事件がまた発覚いたしました。きょうの新聞を見ると、このデータ改ざんは東北電力に続き関西電力でも行われていたと報道されており、病巣の深さを示しております。

原子力発電所の冷却水と海水の温度差を改ざんしたもので、記録装置のプログラムを操作し、改造したにもかかわらず、補正したものと虚偽の発表をしており、多くの抗議や柏崎市長からの抗議を受けて改ざんと言いつつ直したと報道されており、その隠ぺい体質は東京電力の体質であるということが明確になりました。

今回のデータ改ざん事件は、4年前に起こった柏崎刈羽原子力発電所データ改ざん事件を踏まえ、信頼回復途上の事だけに、4年前のデータ改ざん事件を分析し、その上に今回の事件の性格や深刻さを分析しなければなりません。

また、原子力発電所ばかりでなく、野反ダムのデータ改ざんや、あるいは東京電力の放流管の厚さのデータ改ざんも行っていったということで、原子力発電所ばかりでなくて普通の発電所にまで起こっている。東京電力の隠ぺい体質というのは、全社にわたっていることを証明しています。

平成14年8月に発覚した東京電力による29件のトラブル隠し事件は、原子力発電所の信頼性を根本的に覆した大事件でありました。一連の原子力発電所検査データを捏造し、虚偽記載、不正行為は15年間にわたって行われていたことが明らかになりました。したがって、過失でもなく、1人の思いつきで行われた犯罪ではなかったのです。

東京電力のトラブル隠し事件は、原子力発電所メーカー社員、下請業者社員、東京電力社員、原子力発電技術機構社員、原子力安全・保安院検査官などが口裏を合わせて実行したことは間違いのない事実です。関係社員70名中35名に免罪を与えて調査したが、データ改ざん、隠ぺいを指示した個人を特定することがこれ以上できないとそのとき答弁しておりました。しかも、安全と判断できたから大丈夫という技術論に逃げて、事件の真相はやみの中でした。こうして事件にかかわった人の証言もなく、事実の解明がないまま、前回は終わったのであります。

こうした真相隠ぺい体質は、まさに原子力発電所を中心とするメーカー、下請業者、東京電力、原子力安全・保安院、原子力発電技術機構などが一体となった体制によってつくられたもので、私はそのとき擬制血縁的な原子力一家というふうにな名前をつけさせていただきました。そうした擬制血縁的な一家の中で事件がつくれ、真相究明がなされないまま収束されたのです。

東京電力の再発防止策、企業倫理確立のために一人一人の行動綱領までつくったと豪語した東京電力の再発防止策を、この議場でも東京電力の社長が証言していました。その証言をしているまさにそのときにも、柏崎刈羽原子力発電所では今回の冷却水温度データの改ざんが行われていたのです。一人一人の行動綱領までつくった社員がしっかりとデータ改ざんを実行していることは、東京電力の再発防止策は全く絵そらごとであり、擬制血縁的な原子力一家の恐ろしさと、いかにいいかげんな再発防止策であったかが証明されています。

そのことを証明しているのが、今回の原子力発電所冷却水温度のデータ改ざんではないでしょうか。4年前も何度も指摘しましたが、私の経験では過った判断や指導に対する忠告や抗議、そのときの悩みや勇気、そうした一人一人の心の葛藤まで語らなければ意識改革につながるものではありません。そうした事件のすべてを明らかにし、真相を究明しなければ、この擬制血縁的な原子力一家は解体しません。知事は、今回の事件をどのように受けとめられているのか、まずお伺いいたします。

県民の命や健康を守るためには、この擬制血縁的な原子力一家を解体しなければなりません。そのためには、事件の真相解明を徹底的にやり抜くことであります。したがって、今回の事件の真相究明はもちろんで、データ改ざんの背景や改ざんを担った一人一人がどのように考えてデータ改ざんをやっていたのか証言をとり、犯罪者はだれかを明確にしなければなりません。こればかりでなく、中途半端に終わっている前回の事件の真相究明も残っています。改ざんされたデータを送りつけられ、それを見抜けない県の体制も含めて、知事の真相究明に対する決意とお考えをお伺いいたします。

最後に、原子力規制行政を担う原子力安全・保安院の経済産業省からの独立と内部告発者を東京電力に教えたなどという、原子力安全・保安院のミッションは何かを疑われるような行為を知事自身はどのようにお考えか、お伺いします。

また、原子力安全基盤機構などに対する東京電力やメーカーからの出向者が大量に存在したことに対する知事の認識と、その後出向者が根絶されたのか、お伺いするとともに、原子力安全・保安院や原子力安全基盤機構などの法人の現状に対して、どのように認識しておられるのか、お伺いいたします。(拍手)

## 【泉田裕彦知事】

佐藤浩雄議員の一般質問に順次お答えいたします。

まず、県財政の状況についてであります。

先般の普通会計決算審査特別委員会でも申し上げましたが、平成17年度決算を受けた財政指標の中には悪化しているものもあります。しかし、これは新潟県中越大地震のため、財政より震災対策を優先

したためであり、当然のことと受けとめております。

その中にありまして、このたび新たに示された県債発行の同意基準である実質公債費比率は 14.5%、全国中位ということでもあります。財政状況が他県と比較してとりたてて悪いということはありません。財政再建団体に転落させない財政運営は十分可能であると考えております。

いずれにいたしましても、地方交付税を初め地方財政をめぐる動向には不透明な面も見られるところでもあります。今後とも財政運営計画でお示ししているとおり、歳入・歳出両面にわたる不断の努力により、県民の皆様にご不安を持たれないような財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、財政指標の使い方についてであります。さきの普通会計決算審査特別委員会で答弁をさせていただいたとおり、財政指標として一定の位置づけが与えられているものについて、事実として公表されている数値を申し上げているところであります。

次に、公会計改革についてであります。

公会計の問題点について、私が理解していることを認識させていただいたということで、大変うれしく思っております。現在の地方財政の仕組みは、現金主義を前提につくられており、極めて不透明であると思っております。企業会計的な視点に立った公会計改革を進めることが必要であると認識いたしております。

この点に関しましては、東京都の独自の取り組みも見られるところではありますが、現在の地方財政は国の税財政制度に大きな影響を受けざるを得ない状況にあることも事実であります。

国で進められている地方財政再生制度の検討状況等も十分に踏まえながら、本県としてよりの確な財政情報の提供が可能になるように対応してまいりたいと考えております。

次に、財政運営ルールについてであります。

県財政の運営は、県経済の成長や地方分権改革の進展状況等多くの要素に左右されます。確定的な将来試算というものは困難であります。固定的な目標の設定に大きな意味はないと考えております。

ちなみに、佐藤浩雄議員が目標の設定にこだわっている前提の中で、無意識の中に入り込んでいる部分、なぜ固定目標が必要と考えているのか、そしてまたそれが誤りであるかということが今の質問を聞いてわかったのですけれども、EU諸国になぞらえていらっしゃいますね。新潟県の財政をEU諸国と比べている。EU諸国というのは国ですから、どのような税制を講じるか、それからどのように財政運営するか、自己決定能力を持っています。ところが、新潟県を含め日本国の地方自治体は、財政の自己決定権がないわけです。起債の発行もそうだし、課税自主権も制約をされているということで、国の地方財政計画全般の影響を受けるということになっていますので、国の話と県の話、それも中央集権が進んでいる我が国の財政運営について、自由にできるという前提のもとでお話をしているから、このような質問が出てくるのだということがわかりました。違いがあるわけですが、EU諸国と新潟県は、その前提の中で固定的な目標を定めることは意味がないということだと思っております。

いずれにしても、財政運営計画では一定の前提を置いた上で財政再建団体とならない財政運営は可能であるということをお示しをいたしております。さらに、毎年、国の制度が変わるわけですが、地方財政計画も変わる、また新型交付税などというものが突如出てくるということにもなるわけですが、その時点、その時点で毎年度の予算編成でこの財政運営計画をアップデート、ローリングをしていく必要があると思っております。

今後ともお示ししている計画に基づきまして、歳入・歳出両面にわたる不断の努力を通じて、県民の皆様にご不安を持たれない財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、柏崎刈羽原子力発電所データ改ざん問題についてお答えいたします。

今回のデータ改ざんに対する認識についてであります。たびたび答弁しているとおりでございますけれども、このような事態が生じた原因の徹底調査と結果の全面開示が必要であり、また申し入れをしたところでもあります。このような事態が生じるということは、地域住民の信頼を大きく損なうもので、まことに遺憾であるというふうに考えております。極めて深刻な問題であると認識いたしております。

次に、トラブル隠し事件及びデータ改ざんの真相究明に対する考えについてであります。

平成 14 年のトラブル隠し問題の際、東京電力等の関係者個人の責任の追及はやはり不十分であろうと認識いたしております。本来であれば刑事告発を含め、徹底した責任の追及を行うべきと考えております。しかしながら、県には強制捜査権もなく、責任追及には限界があると認識いたしております。

また、今回のデータ改ざんにつきましては、東京電力に対し、原因の徹底調査と結果の全面開示を求めているところであります。

ここで、ひとつ県の役割というものをどうあるべきかということで、これについては多くの県民の皆様と共通認識を持ちたいと私思っています。今、事業者がさまざまな形でデータ改ざんをしないように、その業務内容をチェックする仕組みは国にあるわけです。そこに専門家を配置して検査すると。それは、

法令に基づいてしっかりとした報告をなすように、また運転がなされるように、ぎりぎりチェックする仕組みというものが一方であるわけです。航空機とか鉄道事故もそうですけれども、巨大システムの運用は法令を守っていればいいのかというと、必ずしもそうではなくて、問題が生じたときにその原因を突きとめるときに、刑事責任を前提にして、さあ、しゃべりなさいということは限界があるということで、世界の標準から見れば、刑事免責を前提にして、その原因を追及するということがされております。これは、安心と安全な巨大システムを維持する上に必要な考え方ではないかと私は感じています。

日本には残念ながら司法取引という制度がありません。責任があれば、必ずそこに責任に伴う刑罰が発生するという法体系になっているわけです。そうすると、やはり個人にとっては真実をしゃべるよりも責任を逃れたいという気持ちが出てくるわけですから、本当に社会全体の公益ということを考えたときに、この刑事責任の免責をした上で真実を追及するという仕組みがなくていいのかというところは、常々検討に値すべき課題ではないかと思っております。

県には強制捜査権はありません。しかしながら、一方においてこの安心と安全を求めると、原因を追及して、巨大システムを安全に運営するために常時チェックをするという役割は果たし得ると。逆に言うと、刑事罰を科する権限がないがゆえに、起きた事象に対しては原因を明らかにして県にしゃべってもらうことによって何ら刑事罰を受けないということになるわけですから、原因究明をした上で対策を講じていくという、そういう役割を果たしていくことも必要なのではないかなと思っております。

無論、逆の考え方で二重にやれと、国だけでは信じられないので、県もやれというようなお話があります。それだけ多くの専門家をそろえた上でそれもぎりぎり法令違反するかどうかということのを個々の事象に基づいて、対処をしていくべきと。逆に言うと法令違反、厳格な責任がなければ刑事責任が追及できないというタイプの同じような屋上屋を重ねるような安全の確保の仕方がいいのか、それとも刑事免責というか、責任追及とは別に電力会社の安全をいかに管理するか、そういう形で問題の所在を明らかにして対応していった方がいいのか、後者の方の仕組みというものも考えた方がいいのではないかなと私は考えております。御異論もあろうかと思えます。広く御議論をいただきたいなと思っております。

次に、原子力安全・保安院の分離独立に対する考えと内部告発者の保護についてであります。

そもそも公益通報者は保護されなければいけない。先ほどと同じ理屈です。自分が処分される、不利益になるということになると、公益のためにおかしいと思っても、そのまま組織に従ってしまうと、みずからの生活の方が大事という、そういう力が働いてくるわけです。やはり公益通報者がしっかり保護されなければ、システム全体の安全性というのは担保できないということだと思っております。

そういった意味で、この公益通報を受けた役所が当事者にこういう通報があったということを情報としてフィードバックするというのは、もう信じがたいと、あってはならない行為だと私は思っております。

そういう意味で、事業者と、それから事業監督と安全を管理する役所はやはり別々の組織原理で動く方が望ましいだろうと思っております。国の原子力安全・保安院の分離独立は私は担保されるべきであると思っております。そのため、さまざまな機会を通じまして、繰り返し要請いたしているところでございます。残念ながら、真っ正面でまだ受けとめられていないということが現状でございます。

なお、東京電力のトラブル隠し問題を受け、原子力施設の安全情報、申告制度が平成 14 年 9 月に抜本的に改正されております。さらに、平成 16 年に公益通報者保護法も成立しているということから、現在においてはその運用は改まっているというふうに期待をいたしております。

次に、トラブル隠し当時の検査機関へ事業者等からの出向に対する考えについてであります。

原子力施設の検査機関である原子力安全基盤機構に対する東京電力やメーカーからの出向は、検査を担当しなかったとはいえ、やはり安全規制の中立性、公正性を担保する観点からは、好ましいことではないと考えております。

## 【齋田英司総務管理部長】

県債の返済能力と財政破綻についてであります。よりの確な財政状況の評価のためには、現金主義を前提としたフローの観点のみでなく、ストックベースの財政状況が明らかにされることが必要と考えております。県債の返済能力もその重要な要素の一つではありますが、現在の県債はすべて現役世代だけで返済すべきとするのは、効用が長期に及ぶため、認められている県債の趣旨に反し、現役世代に過重な負担を強いるもので、適当ではないと考えております。



いて、再度具体的に質問いたします。

それから、財政の問題ですが、認識の違いはわかりました。しかし、私はOECD諸国とアナロジーをして言っているわけではないのです。県は県の立場で、やっぱり財政を健全化していく目標やルールがあってしかるべきだと私は思うのです。

しかし、それは今までの国の財政政策によって、まさに裁量的な財政政策によって、新潟県財政を破綻というか、危機に陥れたのは国の責任だという意味では、知事と同じ認識ですよ、それは。そういう点で、しかしそうはいつでもやっぱり我が県はしっかりしなければならない。特に、知事はいたずらに県民に不安をあおるべきではないと今まで言っていますけれども、現に夕張市の財政破綻を見ても、最終的には市民がこの負担を強いられ……

### 【渡辺惇夫議長】

佐藤浩雄君、時間が超過しておりますので、結論を急いでください。

### 【佐藤浩雄議員】

はい。

破綻をし、その負担から逃げ出しているのが今の現状ですから、やっぱり県は県としての独自のルールや目標を設けて、財政健全化計画を立てるべきではないかと思っておりますので、再度御答弁をお願いします。

### 【泉田裕彦知事】

佐藤議員から御意見をちょうだいしました。質問事項が認識できませんでした。答弁については先ほどのとおりでございます。

### 【鶴巻嗣雄危機管理監（防災局長）】

お答えいたします。

今回の県庁の水産課の方に報告されたデータですけれども、報告されたデータを見て、それが直ちに改ざんされたデータかというのは、発見するのは難しいということでございまして、幾つかのデータが送られてくるものを、先ほども知事が答弁しましたように、国が法律によって権限に基づいてやっているものを県が同じように人員配置をしてやるかどうかということで、先ほどの知事の答弁のとおりかということで考えております。

もう一点、原子力安全基盤機構への出向者については、先ほども答弁いたしましたけれども、早期解消に向けて働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

### 【佐藤浩雄議員】

原発のデータ改ざんの問題ですが、私は若いときに機関士をしていて、いろんな事故担当をやっていましたから、本当に事故によってその責任の重さというのですか、そういうものを見てきています。



したがって、知事が先ほど言った意味で、第三者機関による事故調査委員会とか巨大システムに対する配慮というのですか、私も自殺をした人とかいろんな人を見てきているだけに、そういう配慮は十分必要である。そういう意味で、愛情を持って真実の追及をするということは非常に基本的な原則だと思いますので、そうすべきだと思うのです。

ただ、問題は、今危機管理監が言われたことについて、4年前に原発が全部とまるほどの大事件を起こしておいて、しかも15年間にわたっているんな検査のデータが改ざんされている。大事件を起こして原子力発電所の存在が問われたときに、そこから我が県に送られているデータの検査は難しいかもしれないけれども、そのままただ受け取っていくというのは、私はどう考えても理解しがたいのです。県民も普通の人なら、これ本当だろうかと思うのが当然ではないのでしょうか。私たち議員のところにも観測データを持ってきて、私も、もうずっととっています。ただ、それを検証する手段が、私にはないかもしれないけれども、皆さん方はいろんな調査や、あるいはかえって現場に行って、温度計はいろいろあるでしょうけれども、技術的な問題はあるにしても、例えばそのことだけを考えても、やる気になればできないということではないと思うのです。そういう問題意識がもともとなかったのではないか。私はその点、非常に県の姿勢としても問題があるのではないか。その点やっぱりはっきりと問題意識を持って、以後指導していただきたいと思うのですけれども、知事の御見解をお伺いします。

### 【泉田裕彦知事】

佐藤浩雄議員は多分全体をごらんになっていないと思うのです。つまり巨大システムというのは、さまざまなデータがあるわけです。報告を受けているのは温度だけですか。温度だけを見れば、そういうことでは確かにチェックできるのでしょうか。でも、温度だけを見ている、今度はほかにあるかもしれませんよね。ということで、原子力発電所全体を検査するために組織をつくって、国が法律に基づいてチェックをしているわけです。